

山梨県公報

第二千五百二十二号

平成二十七年

六月二十九日

月 曜 日

目 次

告 示

○道路の区域変更(二件)……………四七三

○道路の供用開始(二件)……………四七三

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………四七四

公 告

○落札者の決定について……………四七四

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四七五

○農用地利用配分計画の認可……………四七五

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)……………四七七

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………四七八

告 示

山梨県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

甲府市飯田五丁目五九九番一地从先から	区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			三・〇	九九・五

甲府市飯田五丁目五九九番二地从先まで

新	三・〇	一〇〇・五
---	-----	-------

山梨県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四四一番 の一一地从先から 南都留郡山中湖村平野字不動坂二四四一番 の一一地从先まで	旧 七・五 八・一	新 一〇・八 一五・三	二〇・三

山梨県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	西下条音羽 自転車道線	甲府市飯田五丁目五九九番二地 先から 甲府市飯田五丁目五九九番一二 地先まで	一〇〇・五	平成二十七年六月二十 九日
----	----------------	---	-------	------------------

山梨県告示第二千三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日野春停車場 場線	北杜市須玉町若神子字鯨四八四 七番の一地先から 北杜市須玉町若神子字鯨四三七 八番地先まで	三二五・〇	平成二十七 年六月二十 九日

山梨県告示第二千三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称
富士吉田市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和五十二年二月十九日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
 - 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号、平成二十四年山梨県告示第八十号及び平成二十五年山梨県告示第二百九十八号の事業地のうち、富士吉田市大字松山字熊穴、字下水ノ入及び字沢畑、大字上吉田字中原、字遊珍、字上吉田、字下宿、字滝道及び字桂橋、大字新倉字出口、大字中曾根三丁目、大字中曾根四丁目並びに大字小明見字西岩石、字笹子丸尾、字下丸尾及び字愛地宿の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
なし

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 乗合自動車（スクールバス）
 - (二) 数量 二台
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県総務部管財課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年六月九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 いすゞ自動車首都圏株式会社

- (二) 住所 東京都江東区新木場一丁目十八番地十四号
- 五 落札金額 三千二百二十万二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十七年四月三十日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年十月二十九日まで縦覧に供する。
 平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者
 - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二
 - 2 住所
山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オキノ下石田店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市国母一丁目七百七十八番外
 - 2 変更した事項

変更事項		変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二	株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号
	株式会社セリア 代表取締役 河合映治	株式会社セリア 代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濶二丁目三十八番地

3 変更の年月日

- 平成二十七年五月一日
- 三 届出年月日
平成二十七年五月七日
- 四 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 農用地利用配分計画の認可
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
 平成二十七年六月二十九日

一 農用地利用配分計画
 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
株式会社えべし	甲府市	甲府市上曾根町字大町二千六十二番一外八筆	七、一八七
佐藤 秀次	都留市	大月市猿橋町藤崎字久保千三百五十三番一外五筆	二、八九〇
久保川 広	山梨市	大月市猿橋町藤崎字久保千三百四十番一外二十筆	一〇、六一四
光	山梨市	山梨市江曾原字姥窪六百三十番外一筆	六七二
三枝 智	山梨市	山梨市堀内字新御堂二百三十二番	一、六二〇
岡本 直浩	山梨市	山梨市上石森字日恵田五百六十九番一外六筆	六、五三八

有限会社 農塾マルニ	山梨市	山梨市下井尻字町田五十七番外三筆	一、八八一
		山梨市下井尻字稜田七百十番外二筆	二、四六九
		山梨市牧丘町西保下字原ノ前二千番外十二筆	一、六二九
原 義盛	山梨市	山梨市牧丘町袖口字大久保千百九十三番	一、一二五
遠藤 正仁	山梨市	山梨市牧丘町倉科字滝ノ沢二千六百二十七番一外一筆	一、一九一
新垣 ファ ン	南アルプス市	中央市高部字明治六百五十番外一筆	一、九五四
		中央市大鳥居字久保田五千八百六十七番外一筆	一、二二三
大和田 貞 二	北杜市	北杜市高根町五町田字大坪二百六十四番一外一筆	三、六三九
有限会社 E A U P A Y S A G E	北杜市	北杜市須玉町上津金字相ノ原二千九百七十八番外一筆	二、八九九
藤原 建生	北杜市	北杜市長坂町長坂上条字牛池二千三百十五番外二筆	四、五六七
田川 桐彦	北杜市	北杜市大泉町西井出字大林八千七百九十六番二十外一筆	一、五五一

込山 博	甲斐市	甲斐市玉川字中央千七百三番一	一、九七七
北村 学	笛吹市	笛吹市石和町下平井字小石原四百五十番一	八九四
塩谷 修司	笛吹市	笛吹市石和町今井字西河原六百六十四番十五	二、八五三
大嶋 友和	笛吹市	笛吹市御坂町金川原字葉舞場二十番一外一筆	一、二三六
柚木 栄作	笛吹市	笛吹市御坂町金川原字並塚千三百二十番	九九八
小野 政雄	笛吹市	笛吹市御坂町金川原字方八丁三百四番二外八筆	三、六八七
久津間 登	笛吹市	笛吹市一宮町上矢作字東畑八百四十八番	一、三七八
望月 一三	笛吹市	笛吹市八代町南字横田二千六百三十三番一	九八六
雨宮 直樹	笛吹市	笛吹市八代町永井字荒神千七百五十五番一	一、〇二五
泉 博之	笛吹市	笛吹市八代町米倉字町屋八十二番	六一一
大村 公志	笛吹市	笛吹市八代町北字三原沢二千六百四十八番一外一筆	一、〇二一
佐野 剛彦	甲州市	甲州市勝沼町休息字雁分八百八十七番外一筆	二、〇三七
駒田 徹也	甲州市	甲州市勝沼町休息字平池九	二、一九三

二重作 孝也	甲州市	甲州市勝沼町等々力字沖田二千三百八十二番	九八八
中村 文仁	甲州市	甲州市塩山中萩原字十郎原千二百九十番外一筆	一、三〇〇
保坂 浩	甲州市	甲州市塩山竹森字二子山五千九百六十九番外十筆	一、六八三
		甲州市塩山竹森字二子山六千一番	一三三
菊島 逸郎	甲州市	甲州市塩山牛奥字宮ノ前四千三百三十二番	六三七
		甲州市塩山牛奥字宮ノ前四千四百四十番外一筆	一、五四三
雨宮 保徳	甲州市	甲州市塩山牛奥字宮ノ前四千百五十三番一外一筆	三、五一六
株式会社桑	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町大塚字太尾二千七百九十二番一	四八三
有会社社モ ンテローザ ファーム	東京都武蔵野市	南都留郡忍野村内野字祭文司三千九百八番一外十六筆	一六、二四六

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部長官課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十七年六月十九日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 インテリア桜井
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町大蔵七百九番地一
 - 3 代表者の氏名 桜井融
 - 3 許可番号 山梨県知事許可(般一三五)第八七〇五号
 - 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年五月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 山甲興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市飯野三千七百二十一番地五
 - 3 代表者の氏名 小多雪枝
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般一三三)第四四一四号
 - 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 田辺建築
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山中萩原三百五十五番地
 - 3 代表者の氏名 田邊三好
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第五七六九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年五月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 鈴木工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市下谷四丁目四番六号
 - 3 代表者の氏名 鈴木雅俊
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七七一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年五月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 昭和土地建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市名取七百三十一番地二
 - 3 代表者の氏名 山中邦雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第七五二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十七年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名	住所
廣瀬 俊秀	富士吉田市小明見百三十一番地
羽田 傳治	富士吉田市小明見千七百四十九番地
羽田 悟七	富士吉田市小明見千七百五十一番地
三浦 憲博	富士吉田市小明見千四百七十番地

堀内 欣一郎	勝俣 東洋樹
富士吉田市下吉田二丁目二十八番十六号	富士吉田市小明見千三百四十二番地の一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番